

平成20年（行ウ）第231号 日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求事件
原告 吉澤文寿 外9名
被告 国

2009年（平成21年）9月4日

証拠説明書（6）

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 張 界 満

甲号証 番 号	標 題 (原本・写しの別)	作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
22	答申書	情報公開・ 個人情報保 護 審 査 会 2002/7/17	最高裁平成13年判決の後で、不開示決定 処分に対する不服申立の諮問機関である 内閣府情報公開審査会(当時)が、実質的 に、最高裁平成13年判決の立場とは異なる 答申を出していること、同答申は、通商 産業省(当時)作成資料「原子力発電の経 済性について」中の燃料費(核燃料サイク ルコスト)内訳の算出根拠に関連する資料 に関し、情報は、ある事柄についての知ら せを意味するものであり、社会通念上意味 を有するひとまとまりの大きさを示して いると考えられるとしつつ、このひとま とまりの大きさについては、重層的な捉え方 が可能である場合には、不開示とする合理 的な理由のない情報は開示とする情報 公開法の定める開示請求制度の趣旨に 照らし、開示することが適当でない認め られるひとまとまりをもって、その範囲を 画することが適当であるとされ、その範囲 は、重層的な各階層で捉えていった結果、 最終的には不開示事由たる「おそれ」等 を生じさせる原因となる情報の範囲とな るべきものであるとしたこと等。
23	交際費支出関係 情報の公開の是 非と部分公開の あり方	写し 藤原静雄 2001/1	最高裁平成13年判決に対しては、研究者 からも疑問が出され、『情報』の単位の採 り方が情報公開制度の趣旨と合致してい るかという疑問が生じるところである」 「個人識別情報についてのみ、第6条2項 という法的根拠があるから情報の細分化 という態様で部分開示が義務付けられて いると解すると、他の不開示情報について は、『独立した一体的な情報』の範囲の捉 え方次第で、情報公開条例で積み上げられ てきた部分公開の範囲が後退するという ことになりかねない」と批判されているこ と等。
24	交際費情報公開 判決と審査会の 役割	写し 三宅弘 2002/10	最高裁平成13年判決に対して、実務家か らも批判が出されていること等。
25	ひと筆 情報公 開・最高裁判決補 足意見に想う	写し 近藤卓史 2007/12	同上

26	新聞記事	写し	朝日新聞 2009/8/26	近時、日本政府（具体的には外務省）が、非核三原則について日本国民に対して明らかにしてこなかった米国との間の「核密約」をさらに隠蔽するために、米国がいったん公開を決定した交渉記録を再度不開示とするように米国に対して求めている事実が明らかとなったこと等。
27の1	新聞記事	写し	朝日新聞 1997/2/20	日本政府は、かつて日韓会談文書の公開を決定した韓国政府に対し、その非公開を要請し方針を変更させていたことがあること。
27の2	新聞記事	写し	朝日新聞 1997/2/20	日韓会談文書の公開に関する日本政府の対応は、「日本側は理屈ではない。感情的に反対している」（韓国外交筋）」と評されるような内容であったこと等。